

平成 24 年 1 月 16 日

中小企業庁 長官官房 参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

中小企業政策審議会企業力強化部会「中間取りまとめ」に対する意見について

平成 23 年 12 月 16 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 24 年 1 月

中小企業政策審議会 企業力強化部会「中間取りまとめ」に対する意見

| 該当箇所 | 意見等 | 理由等 |
|---|---|---|
| <p>P.6 ①中小企業に対する経営支援 「一方、金融機関側に着目してみると、民間金融機関の預金残高が増える一方で、預貸率は長期的に低落傾向となっており、民間金融機関の貸出し機能の強化を図る必要がある。」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「民間金融機関の貸出し機能の強化を図る必要がある」との指摘は、必ずしも適当とはいえない。 ▶ 本箇所は、例えば、「金融機関側に着目してみると、民間金融機関の預金残高が増える一方で、預貸率は長期的に低落傾向となっているが、そうした預貸率の低下傾向は、マクロの資金需要等の様々な要因があると考えられる。民間金融機関の貸出し機能の強化も課題の一つであるが、マクロの経済情勢、直接金融市場の発達等様々な要因の影響があることも踏まえる必要がある。」というような表現の方が現状と課題における指摘として適切ではないかと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 預貸率の低下傾向は、マクロの資金需要等の様々な要因があると考えられ、預貸率が低下傾向にあることと「貸出し機能」の強化の必要性とは必ずしも直結するものではないと考える。 |
| <p>P.6 ①中小企業に対する経営支援 「また、地域金融機関による経営支援は、金利以外の面で差別化を図れる重要な要素となっているものの、現状においては、単に『コストセンター』と評価されている場合が多い。」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「地域金融機関による経営支援は、(中略)単に『コストセンター』と評価されている場合が多い。」とあるが、中小企業の経営支援に積極的に取り組んでいる金融機関は多くあり、具体的な政策を検討するに当たっては、その点も考慮いただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融機関は経営相談・指導といったコンサルティング機能を発揮することが従来以上に求められるなか、多くの金融機関は中小企業の経営支援に積極的に取り組んでおり、そうした取り組みは中小企業の成長に寄与するとともに、金融機関の収益力向上に繋がるものと考えている。 ▶ 具体的な政策の検討に当たり、「金融機関による経営支援は単にコストセンター」との前提で進めることにより、実態を反映しない政策立案に繋がることを懸念している。 |
| <p>P.7 ②中小企業金融について 「一方で、こうした信用補完の為に、金融機関による企業の経営状況の把握や、経営支援と一体となった金融の仕組みの構築が十分に進んでこなかった</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 信用補完の有無に拘わらず、金融機関は、企業の経営状況の把握は当然のことながら、非資金支援も含めた対応を行ってきており、「信用補完の為に、金融機関による企業の経営状況の把握や、経営支援と一体となった金融の仕組みの構築が十分に進んでこなかった」との指摘は、 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 信用保証制度による信用補完は、金融機関の中小企業への金融の円滑化に当たり重要な機能を有しており、その評価は慎重に行っていただきたいと考える。 |

| 該当箇所 | 意見等 | 理由等 |
|--|--|---|
| という面がある。」 | 必ずしも適当とはいえない。 | |
| <p>P.7 ②経営支援機関と金融機関の連携強化、人材育成</p> <p>「平成23年5月に改正された地域密着型金融に係る監督指針の着実な実施を図るとともに、金融と経営支援の一体的取組を推進する観点から、本取組を実現する金融機関が貸付を行う際、保証機関の信用保証に係る保証料率の割引を行う仕組みの創設を図るべきである。」</p> | <p>➤ 金融機関の対応によって保証料率を変えるというのは信用保証制度の趣旨に反することにならないのか、仮に保証料率を変えるとして、金融機関の選定基準はどうなるのか等、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>➤ 仮に、本取りまとめに沿って保証料率の割引を行う仕組みを創設する場合には、保証料率割引の適用ルールや「金融と経営支援の一体的取組」を実現する金融機関の評価方法等、仕組みの骨格となる内容については、導入の前に金融機関と十分に議論していただきたい。特に、金融機関の取組みに対する評価方法については、以下の点について十分に留意していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関において経営支援機関との連携は必要に応じて行われるものであること ● 金融機関が中小企業の経営支援を行うに当たり、地域一体型といったことに必ずしも拘るものではないこと | <p>➤ 金融機関は中小企業の経営支援に対し、積極的に取り組んでおり、経営支援機関との連携を図る金融機関もあれば、自ら中小企業の経営支援を図る機能を設け対応している金融機関も相応にある。</p> <p>➤ また、狭い地域で活動している金融機関もあれば、都道府県を越えて活動している金融機関もあること、一方、中小企業も狭い地域のみで対応しているところもあれば、海外も含め広い地域で対応しているところもあることから、中小企業の経営支援において、地域一体型といったこととは必ずしも一致しないケースも存在する。</p> <p>➤ 金融機関間において保証料率に差をつけるということは、金融機関間の競争力に差をつけることに他ならず、信用保証制度の趣旨も含め、金融機関間における競争の公平性の観点からは、上述のことを十分に考慮したうえで対応する必要があると考える。</p> |
| <p>P.8 <参考：本部会における主な指摘事項></p> <p>「〇100%保証によって金融機関の融資審査が甘くなっているのではないのか。このような信用保証制度は、徐々に役割を減じていくことも視野に入れた検討が必要ではないか。」</p> | <p>➤ 金融機関は信用保証制度の有無に拘わらず、貸付取引において、取引先である中小企業の実態把握に十分努めており、「融資基準が甘くなっている」との指摘は必ずしも適当とはいえない。</p> <p>➤ 現在の100%保証は金融危機や震災のような未曾有の環境に対応するため、その必要性から国策として設けられたものであり、また、現在有効に機能している制度であると考え。</p> <p>➤ 仮に100%保証の制度を廃止するとしても、これまで取</p> | <p>➤ 金融機関では、保証付か否か、責任共有か否かの区別なく、資金使途や借入企業のニーズ、信用力等を総合的に判断のうえ、中小企業に最適な融資を行っている。</p> <p>➤ また、金融機関は経営相談・指導といったコンサルティング機能を発揮することが従来以上に求められており、中小企業の経営状況の把握や経営支援に向けた取組みに注力しているところである。</p> |

| 該当箇所 | 意見等 | 理由等 |
|---|--|---|
| | <p>組んできた制度の折り返し対応は必要であると考えられ、信用保証制度の役割を徐々に減じていくことについては、慎重な対応をお願いしたい。</p> | <p>➤ 信用保証制度による信用補完は、民間金融機関のインフラを利用した低コストで中小企業者に資金供給できる仕組みであり、メリットは依然として大きいと考えられるところ、信用保証制度の役割を徐々に減じていくことは、金融機関にとって従来以上のリスク分担が求められることに他なく、それにより増加する信用コストは貸出金利に反映せざるを得ず、また銀行の自己資本比率への影響の観点もあり、結果として中小企業への円滑な資金供給に影響を与える懸念があることにも配慮が必要である。</p> |
| <p>P.14 ①海外に活路を求める中小企業 「また、現地金融機関からの借入においては、海外子会社の信用力を補完するため日本の金融機関が発行する信用状が求められるが、現地金融機関が中小企業のメインバンクである地域金融機関の信用力を判断できないこと等から、民間金融機関による現地での海外子会社の資金調達支援にも限界がある。」 および P.15 ①中小企業の本格的な海外展開に向けた総合支援 (資金面での支援) 「・スタンドバイL/C(信用状)を通じた海外での現地通貨建て資金調達等の支援」</p> | <p>➤ 中小企業が現地金融機関から資金を調達する際に本質的に問題となるのは、その現地金融機関が当該中小企業の信用力を判断できないことであり、本邦地域金融機関の信用力の不足をもって資金調達に限界をきたしている旨の表現は必ずしも実態を表していないと考える。</p> <p>➤ スタンドバイL/Cを通じた海外での現地通貨建て資金調達等の支援においては、仮に政府系金融機関の機能を活用する場合には、「官業は民業の補完に徹する」という公共部門の本来的に果たすべき役割・目的を十分に踏まえた制度設計をお願いしたい。</p> | <p>➤ 現地金融機関は地域金融機関に米ドル等でデポジットを積みせるなどして現地進出した中小企業に対して与信を供与することは十分可能である。</p> <p>➤ 問題は本邦金融機関の保証があつたとしても、現地金融機関が当該中小企業に対する与信を現地当局規制や行内与信規程等の関係で供与できないケースがあるということであると考えられるため、具体的な政策を検討するに当たっては、その点を考慮いただきたい。</p> <p>➤ 本取りまとめをもとに政府系金融機関がスタンドバイL/Cの発行機能を担う整理も考えられるが、問題の本質は上述のとおりであり、まずは民間金融機関における取組みの実効性の向上について検討したうえで、政府系金融機関の活用は民業では対応が困難な領域に限定すべきと考える。</p> |
| <p>P.17 ①企業・創業、成長(新事業展</p> | <p>➤ 信用力の低い創業期の企業への無担保・無保証人融資制</p> | <p>➤ 政府系金融機関の活用は民間では対応が困難</p> |

| 該当箇所 | 意見等 | 理由等 |
|----------|---|---|
| 開) 全般 | 度の拡充や、海外市場を創業時から志向する企業に対する低利融資制度の新設に当たり、政府系金融機関もその担い手として考えうるが、その場合、「官業は民業の補完に徹する」という公共部門の本来的に果たすべき役割・目的を十分に踏まえた制度設計をお願いしたい。 | な領域に限定すべきであり、市場機能を活用し民間金融機関の資金供給を促す手法（保証、資本性資金の供給等）についても、検討する必要があると考える。 |

以 上